

第9回日米豪閣僚級戦略対話(TSD)共同ステートメント

2019年8月1日 タイ

1. 河野太郎日本国外務大臣, マイク・ポンペオ米国国務長官及びマリズ・ペイン豪州外務大臣兼女性担当大臣は, 2019年8月1日, タイにおいて第9回日米豪閣僚級戦略対話(TSD)を開催した。
2. 閣僚は, 三か国間の戦略的パートナーシップ及び日米豪の調整の深化の重要性を再確認した。彼らは, 自由で, 開かれ, 繁栄し, 包摂的なインド太平洋地域を維持・推進するために積極的に協力して取り組むことに対するコミットメントを改めて表明した。閣僚は, 紛争が国際法に従い, また, 武力による威嚇又は武力の行使によらず, 平和的に解決されること, 国家が威圧に対して強靱であること, 航行及び上空飛行の自由その他の国際的に合法的な海洋の利用が維持されること並びに市場が開放的であり続けることを確保することを含め, ルールに基づく秩序を維持するために他国と協働することへのコミットメントを再確認した。この文脈において, 閣僚は, 2019年6月のASEAN首脳会議におけるASEANインド太平洋アウトルックの採択を歓迎した。閣僚は, 日米豪が共有する地域のビジョンとASEANのアウトルックとの広範な一致を認めた。閣僚は, ASEANが明確にした価値—ASEANの中心性, 開放性, 透明性, 包摂性, ルールに基づく枠組み, 良好なガバナンス, 主権及び国際法の尊重—を支持した。
3. 閣僚は, 地域の安全保障枠組みをリードする者としての ASEAN の役割を含め, 地域の平和と繁栄を促進する上での ASEAN の成果に留意した。閣僚は, ASEAN の中心性と一体性への強い支持を再確認し, 戦略・政治及び安全保障上の課題に取り組むための地域における首脳主導のプレミアム・フォーラムとしての東アジアサミット(EAS)の価値を強調した。閣僚は, 地域の重要な問題についての対話を促進する際の, 環インド洋連合(IORA)や太平洋諸島フォーラム(PIF)を含むインド太平洋における他のフォーラムの重要な役割を認識した。閣僚は, インド太平洋地域全体の国々の安全保障, 安定, 強靱性並びに経済及びガバナンスの発展を促進するため, 三か国間の協力を更に強化する意図を共有した。
4. 閣僚は, ハイレベルの交流や更なる経済連携を通じたものを含め, 太平洋島嶼国への関与を強化するとの意図を共有した。この観点から, 彼らは, 豪州のパシフィック・ステップアップ, 5月のトランプ大統領によるマーシャル諸島, ミクロネシア及びパラオの大統領との歴史的な会談並びに日本のPALMプロセス及び来る河野大臣の太平洋島嶼国への訪問を歓迎した。彼らは, 地域の経済的及び社会的な強靱性, 安定及び繁栄を支えるため, 連携を一層強化する決意を強調した。閣僚は, 太平洋の首脳が, 直近の PIF 首脳会合において, 太平洋のボエ地域安全保障宣言を採択したことに留意した。彼らは, 太平洋島嶼国によって特定され, 優先順位付けされた安全保障の課題を支援し, 取り組むため, 太平洋島嶼国と緊密に協議しながら協働するとの意図を共有した。
5. 閣僚は, インド太平洋地域全体の海洋安全保障及び海上安全のための能力構築支援にお

ける三か国協力が進行していることを歓迎し、この地域の国々と緊密に協議しながら、この分野での協力を強化することにコミットした。特に、閣僚は、最近、パラオ及びフィジーにおいて、相互補完的な形で海洋安全保障のための能力構築支援における三か国協力が進展していることを歓迎した。閣僚はまた、日本が主導する南太平洋大学における海上法執行に関する訓練プログラムへの支援を調整する意図を共有した。閣僚は、パートナーと協議しながらそれぞれの支援プログラムを引き続き調整することや、今後より緊密に連携することのできる方法を特定することについての三か国のコミットメントを改めて表明した。

6. 閣僚は、海洋その他の安全保障協力やインフラ開発を通じたものを含め、東南アジアの安定、繁栄及び強靱性を支援するためのそれぞれの取組について議論した。閣僚はまた、メコン地域における持続可能な開発を促進するためのそれぞれのイニシアティブや同地域におけるそれぞれの取組を相互に補完するための方策について議論した。閣僚は、メコン諸国自身のイニシアティブとしてのエーヤワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略会議 (ACMECS) やメコン河委員会を含む地域主導の枠組みへの支援を確認した。
7. 閣僚は、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」で確認された、社会及び環境への配慮、開放性、透明性、経済性並びに債務持続可能性を含む国際的に合意された原則に整合した質の高いインフラ投資を通じた連結性強化の重要性を強調した。閣僚は、来る米国国際開発金融公社、豪州輸出金融の拡大されたマンデート及び融資能力並びに新たに設立された太平洋のための豪州インフラ金融ファシリティ、日本国際協力銀行の三者間インフラパートナーシップのタスクフォース設置を含む、各国それぞれのインフラ金融能力の向上の進展に留意した。閣僚は、インド太平洋における著しいインフラ投資へのニーズに対応するための、TSD パートナー間の協力の発展、特に日本国際協力銀行、米国海外民間投資公社及び豪州外務貿易省・輸出金融保険公社¹による三者間インフラパートナーシップを歓迎した。さらに、閣僚は、有望な三か国協力事業について議論した。成功裡に終わった4月のパプアニューギニアへの三か国合同ミッションを想起し、東南アジア諸国に対する三か国合同事業に係る将来の計画に期待を寄せた。閣僚は、事務方に対し、TSD の枠組みの下で経済協力を促進するための更なる機会につき議論するよう指示した。
8. 閣僚は、国連安保理決議に基づく、北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄という国際社会の目標へのコミットメントを再確認した。この観点から、閣僚は、北朝鮮の最終的な、完全に検証された非核化の達成に向けた米国の外交努力への支持を表明し、北朝鮮に対し、非核化に向けて即時の、意義のある、かつ、具体的な措置を取ること及びその目標に向けた米国との交渉を再開することを求めた。閣僚は、地域における繁栄し、成功した一員となる北朝鮮の潜在力に留意した。閣僚は、国際社会の全てのメンバーに対し、国連安保理決議を完全に履行し、制裁回避と闘うことを要請した。彼らは、国際的な取組、とりわけ違法な「瀬取り」への対処並びにこの文脈におけるその他のパートナー国との協力の強化及び向上へのコミットメントを確認した。

¹ 2019年7月、豪州輸出金融保険公社は、豪州輸出金融に名称を変更した。

9. 閣僚は、北朝鮮が、完全な非核化を含め、米朝共同声明における自らの全てのコミットメントの履行に向けて更なる行動をとるよう促した。閣僚はまた、北朝鮮に対し、人権侵害及び虐待を終わらせ、また、日本人拉致問題を即時に解決するよう、求めた。
10. 閣僚は、国際法へのコミットメント及び海洋領域における平和と安定の維持に関する国際法の重要性を改めて表明した。閣僚は、係争のある地形への高性能兵器システムの配備を含む南シナ海における否定的な動きに対する深刻な懸念を表明した。閣僚は、埋立て、拠点の構築、係争のある地形の軍事化及び境界未画定海域における海洋環境に恒久的な物理的変更を及ぼすその他の行動であって、現状を変更し、緊張を高め得る威圧的な一方的行動に対して強い反対を表明した。閣僚は、南シナ海における長年の石油やガス事業に関連する妨害活動についての信頼できる情報に対し、深刻な懸念を表明した。
11. 閣僚は、2016年7月の比中仲裁裁判所の判断の重要性を強調し、同裁判所の判断は、最終的であり、両当事国を法的に拘束することに留意した。閣僚は、南シナ海及び世界中における、係争のある地形の非軍事化、武力による威嚇又は武力の行使によらない、国際法特に国連海洋法条約(UNCLOS)に基づく紛争の平和的解決及び、航行及び上空飛行の自由並びにその他の合法的な海洋の利用の完全な尊重の重要性を強調した。
12. 閣僚は、南シナ海における行動規範(COC)に係る ASEAN と中国との間で現在進行中の議論を認識した。閣僚は、COCが、UNCLOSに反映されている海洋に係る国際法を含む既存の国際法と整合的であること、第三者の利益又は全ての国の国際法上の権利を害さないものであること、既存の包摂的な地域的枠組みを強化するものであること、また、係争のある地形の軍事化を含む紛争を複雑化させ又はエスカレートさせる行動を止めることへの当事者のコミットメントを強化するものであることを求めた。
13. 閣僚は、東シナ海における情勢に関し緊密な意思疎通を継続するとの意図を共有するとともに、この地域において現状の変更を試み、緊張を高めるいかなる威圧的で一方的な行動にも強い反対を表明した。
14. 閣僚は、各国の安心、安全及び繁栄に重要な役割を担い、かつ国家に支援された主体を含む悪意のあるサイバー空間の主体にとって魅力的な標的である ICT ネットワーク及びサービスの安全の重要性を認識した。閣僚は、次世代の通信インフラやサービスの評価における重要な考慮要素として、国家安全保障の重要性を認識した。閣僚は、G20 アンタルヤ・サミット首脳コミュニケを想起しつつ、国家及びその代理が、ICTにより可能となる知的財産の窃取を含む悪意のあるサイバー活動の実施を通じて目的を追求する意欲を一層高めていることに懸念を表明した。閣僚は、悪意のあるサイバー活動を、よりよく抑止し、軽減し、特定し、それに対抗し、そのような活動がもたらす結果についての明確かつ一貫したメッセージを伝えるための実践的な協力を深めることを決意した。
15. 閣僚は、三か国戦略対話テロ対策協議、情報共有並びに ASEAN 地域フォーラム

(ARF), アジア太平洋経済協力(APEC)等の地域場裏及びグローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)を始めとする国際場裏における協働を通じたものを含め, テロ及び暴力的過激主義対策のための協力を深化させる方途に関して議論した。閣僚は, 国連安保理決議第2396号の実施を含む, 東南アジア諸国のテロ及び暴力的過激主義対策の取組を支援するため連携及び協力することを決意した。閣僚は, 本件に関するG20大阪首脳声明に合致する形で, テロ及びテロに通じる暴力的過激主義によるインターネットの悪用を, 人権及び表現の自由や情報へのアクセスのような基本的自由を含む国内法及び国際法と統合的な方法で防止し, 対抗することへのコミットメントに留意した。

16. 閣僚は, 事務方に対し, 良好なガバナンス, 透明性, 法の支配及び人権を支持することを含め, インド太平洋地域における実践的で相互補完的な取組のあり得べき新たな分野を探るよう指示した。閣僚は, 定期的に会合を行い, 平和で, 安定し, 繁栄したインド太平洋を促進するため, 相互に, またパートナーと共に協力を深めていくことにコミットした。

(了)